

用語の解説

○人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」とは、当該住居に3ヵ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいう。

○人口集中地区

市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区の人口が5,000人以上となる地域をいう。

○年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

○国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

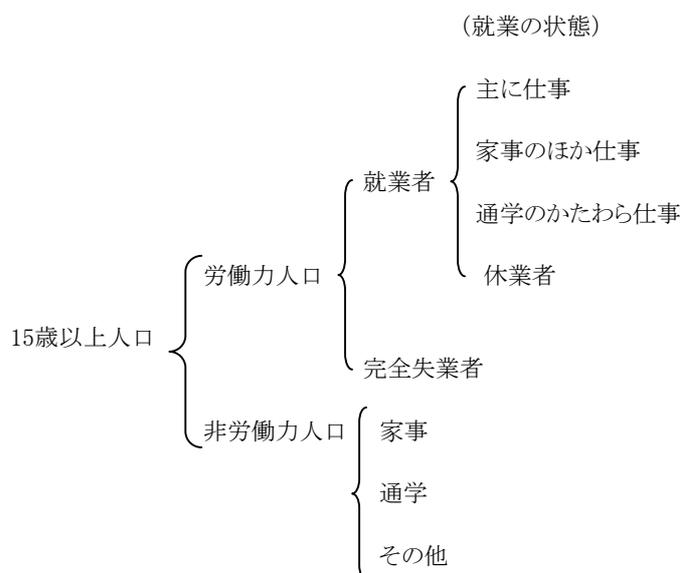
なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人―「日本」
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人―調査票の国名欄に記入された国

○労働力状態

15歳以上の人について、調査年(※今回の調査では、平成22年)の9月24日から30日までの1週間に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

<本調査に於ける労働力状態の区分>



○労働力人口

就業者と完全失業者の数の和で、15歳以上の総人口から生産活動に従事していない非労働力人口を差し引いたもの。

なお、労働力率は、以下の式で求める。

$$\text{労働力率}(\%) = \text{労働力人口} \div (\text{15歳以上の総人口} - \text{労働力状態不詳}) \times 100$$

○就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む)を伴う仕事を少しでもした人。

なお、収入を伴う仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

①勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、または30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、あるいはもらうことになっている場合。

②個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたとみなして就業者に含めた。

○就業者の区分

- 主に仕事・・・主に勤め先や自営業などの仕事をしていて
- 家事のほか仕事・・・主に家事などをしていて、その他にも少しでも収入を伴う仕事をした場合。
- 通学のかたわら仕事・・・主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合。

○完全失業者

毎月末日に終わる1週間の間に、収入を伴う仕事に1時間以上従事しなかった人のうち、就業が可能で求職活動を行った者。

○休業者

仕事を持ちながら調査期間中仕事をしなかった人で、①雇用者で、給料や賃金の支払いを受けている者または受けることになっている者、②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めて30日にならない者。

○非労働力人口

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人で、休業者及び完全失業者以外の者。

○非労働力人口の区分

- 家事・・・自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
- 通学・・・主に通学していた場合。なお、通学先には、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院の他、予備校、洋裁学校など各種学校・専修学校を含む。
- その他・・・上記のどの区分にも該当しない場合。

○従業上の地位

就業者を、調査期間中、その人が仕事をしていて事業所に於ける地位によって、次のとおり区分した。

- 雇用者・・・会社員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人、パートタイムやアルバイトなど、会社、団体、個人や官公庁に雇用されている者で、次にいう「役員」でない人。
- 役員・・・会社の社長、取締役、監査役、団体の理事、監事、公団や事業団の総裁、理事、監事などの役員
- 正規の職員・従業員・・・期間を定めずに、または1年を超える期間を定めて雇用されている人
- 雇人のある業主・・・個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や、開業医、弁護士などで、雇人がいる人
- 雇人のない業主・・・個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や、開業医、弁護士、著述家、家政婦などで、個人または家族とだけで事業を営んでいる人
- 家族従業者・・・農業や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- 家庭内職者・・・家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

○産業

「産業」とは、就業者について、調査期間中にその人が実際に仕事をしていて事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう(※「休業者(調査週間中、仕事を休んでいた人をいう。)」については、その人が普段(ふだん)仕事をしている主な事業所の事業の種類)。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したものであり、分類の詳しさの程度により大分類・中分類・小分類があり、産業等基本集計では大分類により集計している。

個々の産業分類の詳しい定義や内容例示については、「平成22年国勢調査に用いる産業分類」を参照。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/sangyo.pdf>

なお、本書に於いて産業大分類を3部門に集約している項の区分は以下のとおり。

- 第一次産業:A農業、林業、B漁業
- 第二次産業:C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業
- 第三次産業:F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス業、Rサービス業(他に分類されないもの)、S公務(他に分類されるものを除く)



*** 利用上の注意 ***

- 1 本書中の数値は、断り書きの無い限り、全て平成22年10月1日時点のもの。
また、市町名は調査日（平成22年10月1日）時点のもので表記した。
- 2 本書の数値は表章単位未満を四捨五入している。
そのため、構成比の合計が100とならない場合や、増減率等のポイント差が表章数値の差と一致しない場合がある。
- 3 本文及び統計表中の記号の意味は以下のとおり。
 - 「－」 … 該当する数値の無いもの、または表章できないもの。
 - 「0」 … 表章単位に満たないもの
 - 「▲」 … 比較減、またはマイナスの数値
 - 「・・・」 … 未発表のもの